

ささえあってまちづくり

平成27年4月からの道町連共済について

～道町連共済検討委員会一次答申を受けて～

●安心して活動に参加いただくために・・・

「道町連共済」は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する北海道町内会連合会（道町連）の会員相互の助けあいの事業です。
一人年200円の会費で最高200万円の見舞金を支給しています。



●13万人会員の道町連共済は全道の町内会活動を支えています・・・

「道町連共済」は町内会関係者の長年の願いにより昭和58年にスタートして、平成25年度で30年を経過しました。

全道の113市区町村から130,343名（平成25年度実績）の加入をいただき、元気で安全な町内会活動を支えています。

●支給内容の均衡化のために共済検討委員会を設置・・・

共済スタートから30年を機に、会員のニーズにこたえるよう、給付内容の均衡化、会員加入拡大等を検討するため、平成25年8月に「道町連共済検討委員会」を設置し、2年間の予定で検討協議をすすめています。

平成25年度の委員会では、傷害見舞金支給の均衡化を中心に検討を行い、平成26年3月、一次答申を会へ提出しました。会は一次答申を受け、平成26年度総会（H26.5.28開催）において、共済の一部改正を平成27年度から施行することとして、周知のために1年前の改正を提案して了承いただきました。

傷害見舞金が改正されます

【傷害見舞金】

平成27年4月1日から施行

改正後：平成27年4月1日から	現 行	
被害者が実際に負担した医療費 （上限10万円）	入院1日につき2,000円 通院1日につき1,300円	上限10万円
	軽傷事故一律6,500円	通院日数5日 までの事故

●傷害見舞金改正の内容・・・

この度の改正は、同じ傷病であっても医療機関によって、治療日数の違いがあることから、傷害見舞金を均等に支給するため、改正されることになりました。

改正後の傷害見舞金は、治療のために被害者が実際に負担した医療費（上限10万円）が支給されることとなります。改正の施行は、平成27年4月1日からです。

●診断書を改正します・・・

この度の改正にあたり、医療機関等に記入してもらう「診断書」様式を改めます。

新しい様式は、診療報酬点数、自己負担額欄等を加え、実通院治療日欄を略すことで、記入内容を簡潔にします。あわせて、柔道整復師用の「診断書」様式を新たに作成します。

●通院した日が5日以内に治癒した事故について・・・

この度の改正にあたり、現行の軽傷事故見舞金（一律 6,500 円）が廃止されます。
改正後は、通院した日が5日以内に治癒した事故（入院は除く）の診断書を省略します。
診断書に替えて、通院・薬局分の「診療明細書・調剤明細書」と「領収書」のコピーを添付いただき、添付された領収書分の負担額を支給します。

●薬代が支給されます・・・

この度の改正にあたり、被害者が実際に負担した医療費として、薬代が支給されます。
見舞金請求の際、薬局分の「調剤明細書」と「領収書」のコピーを添付していただき、添付された領収書分の負担額を支給します。

●補装具代が支給されます・・・

この度の改正にあたり、被害者が実際に負担した医療費として、「医師の指示による補装具代」が支給されます。
見舞金請求の際、補装具分の「診療明細書」と「領収書」のコピーを添付していただき、添付された領収書分の負担額を支給します。

●見舞金支給対象を規定、明文化します・・・

この度の改正にあたり、見舞金支給対象を規定、明文化します。
主な内容として

- ・医療費がかからなかった方へは支給できないことを規定する。
- ・交通事故は原則として対象としないことを規定する。ただし、本会が団体契約する損害保険会社から支給される死亡見舞金A、後遺障害見舞金を除く。
- ・補装具代は医師の指示による場合、対象とすることを規定する。
- ・頸部症候群、腰痛等への対応を規定する。

●請求手続きの簡素化について・・・

この度の改正にあたり、前述のとおり、診断書様式の改正とともに、新たに薬代領収書等の添付をお願いすることになります。

請求手続きの簡素化については、平成25年度中の委員会協議結果として、見舞金請求の際に必要な書類のうち、必須であった「行事計画書」を「事故の証明に参考となるもの」に含め、いずれか一点の添付で良いこととする改正案がまとまっています。平成26年度中も引き続き簡素化のための検討を行い、平成27年3月の最終答申で提案する予定です。

【見舞金請求手続き～必要書類の統合】

平成27年4月1日から施行

改正案	現 行
事故の証明に参考となるもの (行事計画書、プログラム、会報、呼び掛け文書等のうち、いずれか一点)	・行事（事業）計画書 ・その他事故の証明に参考となるもの (プログラム、会報、呼び掛け文書等)

ご意見・お問合せ先

一般社団法人北海道町内会連合会事務局

〒060 - 0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター2階

TEL011-271-3178 FAX011-271-3956

E-mail: info@d-choren.or.jp